

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、子どもたちの人格の完成を目指します。
- 3 私たちは、不祥事を許しません。
- 4 私たちは、職責を自覚し、常に人間性を磨きます。

（6）①不祥事根絶のための行動計画

三次市立甲奴中学校
作成責任者 校長 佐伯 貴昭

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	○不祥事防止研修において、当事者意識となっていない面がある。 ○教職員としての規範意識・倫理観が欠如していた面がある。	○研修や日常の行動において、規範意識を高める。 ○規範意識の共有化を組織的に図る。	○全職員へチェックリストでの意識調査を学期に1回行う。 ○自己申告書に不祥事防止への取組を明記して、意識化する。 ○日報を活用し、規範意識を日常的に高める。	○「チェックリスト」による意識度を出す。 ○自己申告面談で全職員から聞き取りをする。
学校組織としての不祥事防止体制の確立	○不祥事防止研修において内容を吟味し、より当事者意識をもった研修とする必要がある。 ○不祥事防止研修において十分な研修時間を確保できていない。 ○教職員が業務上の悩みをあまり交流する場がない。	○教職員全員で不祥事防止研修を運営し、当事者意識をもつ研修とする。 ○研修時間を確保するため、時間を意識した行動をとる。 ○情報共有を組織で把握するために、分掌会の定例化を図る。	○研修計画の担当者を全職員に割り振り、当事者意識をもった研修となるよう検討し、必ず1回は研修を担当する。 ○不祥事防止研修は計画的に行い、学期に1回は5時間授業にして研修時間を確保する。 ○教職員間で日頃から意識した声かけをする。	○不祥事防止委員会で、実施担当者や研修資料の確認をする。 ○不祥事防止委員会で、研修内容や時間等の振り返りを行う。 ○分掌会の内容を職員で共有する。
相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」への相談がほとんどなく、認知度が低い可能性がある。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント」「障害を理由とする差別」相談窓口の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。 ○スクールカウンセラーの来校日には相談を設定する。	○PTA総会、各種通信等で保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。 ○学期ごとにアンケートを実施し保護者から体罰、セクハラについて聴取する。 ○スクールカウンセラーの来校日に1、生徒全員面談を1回以上設定する。	○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施する。 ○アンケートをもとに、面談を行う。 ○学期末懇談会等における保護者からの面談記録を作成する。